



<報道資料>

2017年5月

上越市立水族博物館

新上越市立水族博物館 2018年の開業にむけて、愛称を募集！

2017年6月5日（月）より募集開始！！

上越市では、2018年の開業にむけて『新上越市立水族博物館』の親しみやすい愛称（ネーミング）を、2017年6月5日（月）から7月4日（火）までの期間、募集いたします。



「上越市立水族博物館」は、開業から80年を超える歴史を受け継ぎ、多くの皆さまの思いと期待を受けながら、新しく生まれ変わろうとしています。飼育数日本一を誇るマゼランペンギンランドや、日本海の広がり、光、風を体感する空間にイルカが海をバックに飛ぶ最上階のプールなど、上越の海のシンボルにふさわしい施設を目指して現在工事中です。そんな上越市立水族博物館を、これまで以上に愛着と誇りを持つことができ、未来を担う子供たちの夢を育む場にしていきたいと私たちは考えています。そこでこの度、呼びやすく、長く親しまれる愛称（ネーミング）を皆さまから募集します。

<この資料に関する報道関係各位のお問い合わせ>

上越市役所 新水族博物館整備課

TEL 025-526-5111

上越市立水族博物館（指定管理者（株）横浜八景島）

TEL 025-543-2449



■ ■ 募集要項 ■ ■

応募方法 以下のいずれかの方法で応募してください。応募用紙は、応募箱の設置場所のほか、上越市（新水族博物館整備課）のホームページからダウンロードできます。

募集期間：2017年6月5日（月）～7月4日（火）午後5時まで

* 郵送の場合は、締切日消印有効

1、応募フォームへの入力

以下のURL（上越市新水族博物館整備課のページ）にある応募フォームに必要な事項を入力の上、送信してください。

<http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/newaqua/>

（2017年6月5日より応募フォームをアップ予定）

2、応募箱への投函

応募用紙を応募箱に投函してください。

応募箱の設置場所：市役所本庁舎1階ロビー、各総合事務所、南北出張所、市内協力店

3、郵 送

応募用紙を封書で郵送するか、ハガキに必要な事項を記入し、郵送してください。

なお、郵便料金が不足しているものは、受領しません。

4、FAX

応募用紙に必要な事項を記入し、FAXで送信してください。

5、メール

応募用紙は使用せず、メール本文に、愛称・住所・氏名・電話番号等必要な事項を記入の上、件名を「愛称応募」とし、メールしてください。

<応募先>

上越市役所 新水族博物館整備課

住 所：〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1-3

FAX：025-526-8363 メール：newaqua@city.joetsu.lg.jp

■ 応募資格

- (1) どなたでも応募できます（住所、プロ・アマ、年齢等を問いません）。
- (2) 未成年の方は、保護者の承諾が必要です。
- (3) 本募集にかかる関係者の応募は受け付けません。

■ 選考

応募条件を満たした応募作品について、「審査委員会」において、おおむね次に掲げる事項の視点をもって審査の上、上越市が最終決定します。

- ① 特色があり、新水族博物館を連想しやすいこと。
- ② 全国に対して、アピール度が高いこと。
- ③ 他施設での使用事例がないこと。

■ 愛称の発表

新水族博物館の愛称は、2017年8月に上越市ホームページ等で発表する予定です。

なお、採用者には、文書または電話にて別途通知します。

- (1) 採用する愛称については、著作権・商標権等の確認後、正式に採用します。
- (2) 複数の応募があった愛称を採用する場合は、抽選により採用代表者を決定します。

■ 賞品

上越市の特産品セットやオープニングイベントへのご招待などを計画しています。

なお、同様の愛称が複数の方から応募されていた場合は、抽選の上進呈します。

未成年（決定日現在）の方の作品が採用された場合は、保護者の同意をいただきます。



■ 応募規格・規定

(1) 一人何通でも応募できますが、1通につき1点とします。1枚の応募用紙に複数の作品を記入したものは、選考の対象外とします。

(2) 応募された愛称の多数をもって、決定するものではありません。

(3) 応募作品は、次の条件を満たすものとします。

- ・既存施設等の名称と類似しないもので、自作かつ未発表のものに限ります。
- ・他人の著作物や作品を真似したものでないこと。

(4) 応募用紙に、以下の必要事項を記入してください。

①愛称（漢字を使用した場合は、必ずふりがなを付けてください。）②愛称の簡単な説明

③応募者のお名前（ふりがな）④年齢 ⑤職業または、学校名及び学年 ⑥住所及び電話番号

(5) 以下の注意事項を承諾のうえ応募してください。

①採用された作品の著作権をはじめとする諸権利は、上越市に帰属するものとします。

②作品の採用に当たって、必要な補作・修正する場合があります。

③愛称のロゴ等は、応募者の意図にかかわらず、上越市が制作して使用します。

④応募にかかる費用は、応募者の負担とします。

⑤応募作品（応募用紙等）は、返却しません。

⑥応募者の氏名、住所等の個人情報は、本公募に関連する用途に限り使用します。

⑦応募作品が次に掲げる項目に該当する場合は、選考審査の対象としません。

ア 公序良俗に反するもの

イ 他に同一・類似作品があるもの、第三者の著作権その他の権利を侵害するもの、または、そのおそれがあるもの

⑧愛称の発表にあわせて、応募者（採用者）の氏名・年齢・住所（市区町村名）等を公表します。